苦情解決の仕組み

サービス利用者

保護者

苦情・ご意見など

責任者の段階の相談で納得いかない場合には、 第三者委員 に直接相談し、話し合いへの立 会・助言を求める事ができます。

> 苦情などの内容の確認報告を 受けた旨の通知を行います。

受付担当者

宮本 加奈子

苦情・ご意見などの受付・記録

第三者委員

(相談窓口)

増田 哲也(弁護士)

必要に応じて話し合いに立ち会います。

苦情解決責任者

主任 日詰 よしえ

話し合いにより解決します

保護者の求めに応じて報告

- 相談解決の結果(改善事項)は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。
- 以上の仕組みで解決できない苦情・ご意見などは、各都道府県に設置された運営適正委員会 に申し立てる事もできます。